

【重点課題4】地域における総合的・継続的な支援体制の整備

取組方針

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が増加する中、住み慣れた地域での生活の継続を支援するため、地域密着型サービス（※1）の普及・啓発と基盤整備の更なる推進等により、日常生活圏域（※2）を基本としたサービス提供体制の整備を図ります。

また、各種サービス提供機関、地域住民による自主的な活動等との連携を図り、地域全体で高齢者を見守り支えるためのネットワークづくりを進めます。

※1 地域密着型サービスについての本市の考え方

各サービス内容及び現在の基盤整備の状況を踏まえ、第3期プラン同様、サービスごとに基盤整備の単位を設定するとともに、基盤整備が遅れている地域において優先的にサービスの供給を確保します。

※2 日常生活圏域についての本市の考え方

高齢者保健福祉の圏域として、複数の元学区を束ねた地域として76地域（概ね中学校区数）を設定しています。

【施策の体系】

施策・事業数 27(うち、新規7)

1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

(1) 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備

- 401 地域密着型サービスの基盤整備
- 402 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕

(2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保

- 403 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕
- 404 地域密着型サービス運営委員会の設置
- 405 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視
- 406 地域密着型サービス事業者への指導・助言
- 407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究
- 408 消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化〔新規〕

2 地域ケア関係機関の連携

- 4 0 9 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催
- 4 1 0 介護サービス等事業者連絡会の開催
- 4 1 1 保健所運営協議会の運営

3 相談・情報提供体制の充実

- 4 1 2 区役所・支所における相談機能の充実
- 4 1 3 地域包括支援センターにおける相談機能の強化
- 4 1 4 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進
- 4 1 5 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 4 1 6 様々な広報媒体を活用した情報提供

4 地域住民による自主的な活動の推進

- 4 1 7 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進
- 4 1 8 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 4 1 9 ボランティア活動や市民福祉活動等の推進
- 4 2 0 保健協議会との連携による地域保健活動への支援

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

- 4 2 1 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助
- 4 2 2 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕
- 4 2 3 地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート〔新規〕
- 4 2 4 在宅福祉サービスの充実による生活支援
- 4 2 5 老人福祉員活動の充実
- 4 2 6 「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設〔新規〕
- 4 2 7 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕

1 地域の特性に応じた地域密着型サービスの提供

(1) 日常生活圏域の設定と地域密着型サービスの基盤整備

介護が必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、引き続き、日常生活圏域（160ページを参照）を基本とした地域ケア体制の構築や地域密着型サービスの基盤整備を進めます。地域密着型サービスの基盤整備に当たっては、全市の均衡ある整備を図るとともに、平成18年4月に創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護については、利用者数の増加及び事業所の運営安定化を図ります。

〔施策・事業〕

401 地域密着型サービスの基盤整備

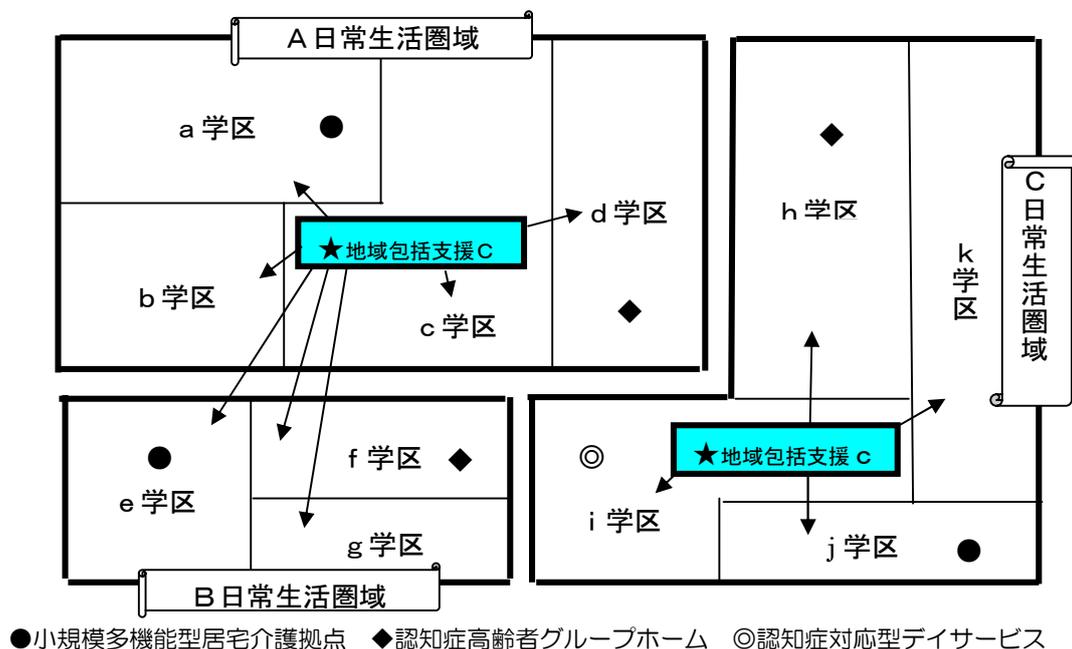
地域密着型サービスのサービス供給については、高齢者が住み慣れた地域での生活の継続を支援するという制度の趣旨に鑑み、原則として市内での基盤整備により確保していきます。地域バランスを考慮し、基盤整備が遅れている地域から優先的に整備を進めるとともに、日常生活圏域を基本として、地域密着型サービス事業所の適正配置を図ります。特に、夜間対応型訪問介護と小規模多機能型居宅介護については、既存の事業所において利用者数が伸びていない状況を踏まえ、地域バランスの確保及び競合による運営の不安定化を防止する観点から、事業所の開設を希望する事業者に対して、利用が見込める地域において開設するなど、適切な指導・助言を行います。

また、小規模多機能型居宅介護は平成18年4月に創設された新しいサービス類型であり、平成26年度には全ての日常生活圏域で設置できるよう、事業者の参入を促進する観点から、本市の交付金も活用して整備を促進します。

〔地域密着型サービスの基盤整備の考え方〕

サービスの種類	基盤整備の考え方
小規模多機能型居宅介護拠点	日常生活圏域ごとに1箇所
小規模特別養護老人ホーム 小規模介護専用型特定施設	全市単位
認知症高齢者グループホーム	日常生活圏域ごとに1箇所
認知症対応型デイサービスセンター	行政区ごとに数箇所
夜間対応型訪問介護ステーション	全市単位

【地域包括支援センター，地域密着型サービスの基盤整備のイメージ】



＜地域包括支援センター＞

A日常生活圏域はa～dの学区で構成されます。同様に，B日常生活圏域はe～gの学区，C日常生活圏域はh～kの学区で構成されます。

c学区に設置する地域包括支援センターはA日常生活圏域及びB日常生活圏域を担当します。同様に，i学区に設置する地域包括支援センターはC日常生活圏域を担当します。

＜地域密着型サービス＞

例えば，a学区に整備する小規模多機能型居宅介護拠点は，主としてA日常生活圏域にお住まいの方に利用していただきます。また，i学区に整備する認知症対応型デイサービスは，主として，i学区を中心としたA～Cの日常生活圏域にお住まいの方に利用していただきます。

402 認知症高齢者グループホームの整備促進〔新規〕

平成26年度において全ての日常生活圏域で設置できるよう，日常生活圏域ごとに整備目標数（必要利用定員総数）を設定し，今後の認知症高齢者の増加に見合うサービス量を確保するために，事業者が参入しやすい条件を整えとともに，本市の交付金も活用して整備を促進します。

また，事業者の選定に当たっては，基盤整備が遅れている地域におけるケースを優先的に選定します。

(2) 地域密着型サービスの適正な運営の確保

引き続き、事前協議を通じて、介護保険法に基づく事業者指定申請を行おうとする事業者が、適正運営が可能かどうかを慎重に確認するとともに、複数の事業者が競合した場合には、より質の高いサービスの提供を期待できる事業者を選定できるよう、必要な措置を講じます。

また、事業者指定を行った後も、集団指導や実地指導、事業所職員に対する研修を実施し、適正運営の確保を図ります。

〔施策・事業〕

403 地域密着型サービスの普及・啓発〔新規〕

平成18年4月に創設された夜間対応型訪問介護及び小規模多機能型居宅介護について、高齢者やその家族、関係機関等に十分に浸透していないことから、京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携し、普及・啓発を図ります。

404 地域密着型サービス運営委員会の設置

地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービス運営委員会を設置し、本市における地域密着型サービス事業者の指定の手續・要件や適正な運営を確保する方策等について協議します。この運営委員会については、「京都市民長寿すこやかプラン推進協議会」の分科会のひとつである「介護保険事業計画ワーキンググループ」を位置付けます。

405 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携の重視

地域密着型サービスの円滑な運営のためには、地域住民や地域包括支援センター等の地域の関係機関と密接に連携した運営が必要となります。地域住民等との協議や小規模多機能型居宅介護や認知症高齢者グループホーム等に義務付けられている運営推進会議の開催を通じて、地域に開かれた透明性の高い運営を確保するとともに、地域の持つ課題を地域住民等と共有し、地域住民等とともに解決に向けた取組を進めます。

また、区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への地域密着型サービス事業者の参加を促し、地域密着型サービス事業者と、地域の介護サービス事業者や関係機関等との連携の強化を図ります。

406 地域密着型サービス事業者への指導・助言

地域密着型サービス事業者に対する集団指導や実地指導，新規開設する事業所の管理者との面談等を通じて，必要な指導・助言を行います。

また，研修等において地域密着型サービス事業所等における実践例を紹介する等の方法により，事業者自身によるサービスの質の向上の取組を促進します。

407 地域密着型サービスの発展に向けた調査・研究

地域密着型サービスの運営上の課題の解決や発展，普及・啓発に向けた取組を進めるため，京都市老人福祉施設協議会等の関係団体と連携し，調査・研究を行います。

408 消防法令改正に伴う施設の防火安全体制の強化〔新規〕

消防法令の一部改正により，認知症高齢者グループホーム等の小規模社会福祉施設における防火安全対策が強化されたことから，消防法令に則った防火管理，消防用設備等の設置が実施されるよう指導・助言を行うとともに，新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた，既存施設について，本市の交付金も活用して設置を支援します。

2 地域ケア関係機関の連携

地域包括支援センターや地域密着型サービスにより，各団体等が地域の資源と課題を共有し，有機的な連携が図れるよう支援します。

また，医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者の在宅生活支援のため，地域包括支援センターを中心として医療と介護の連携を促進します。

〔施策・事業〕

409 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議の開催

高齢者が介護サービスや高齢者保健福祉サービスを適切に利用できるよう，区役所・支所の支援の下，地域包括支援センターが中心となって，地域ケア会議を開催します。

この地域ケア会議は学区ごとを基本に開催し，民生委員・児童委員，老人福祉員，学区社会福祉協議会等の協力を得て，地域に固有の課題の検討や高齢者保健福祉サービスの総合調整等を行います。

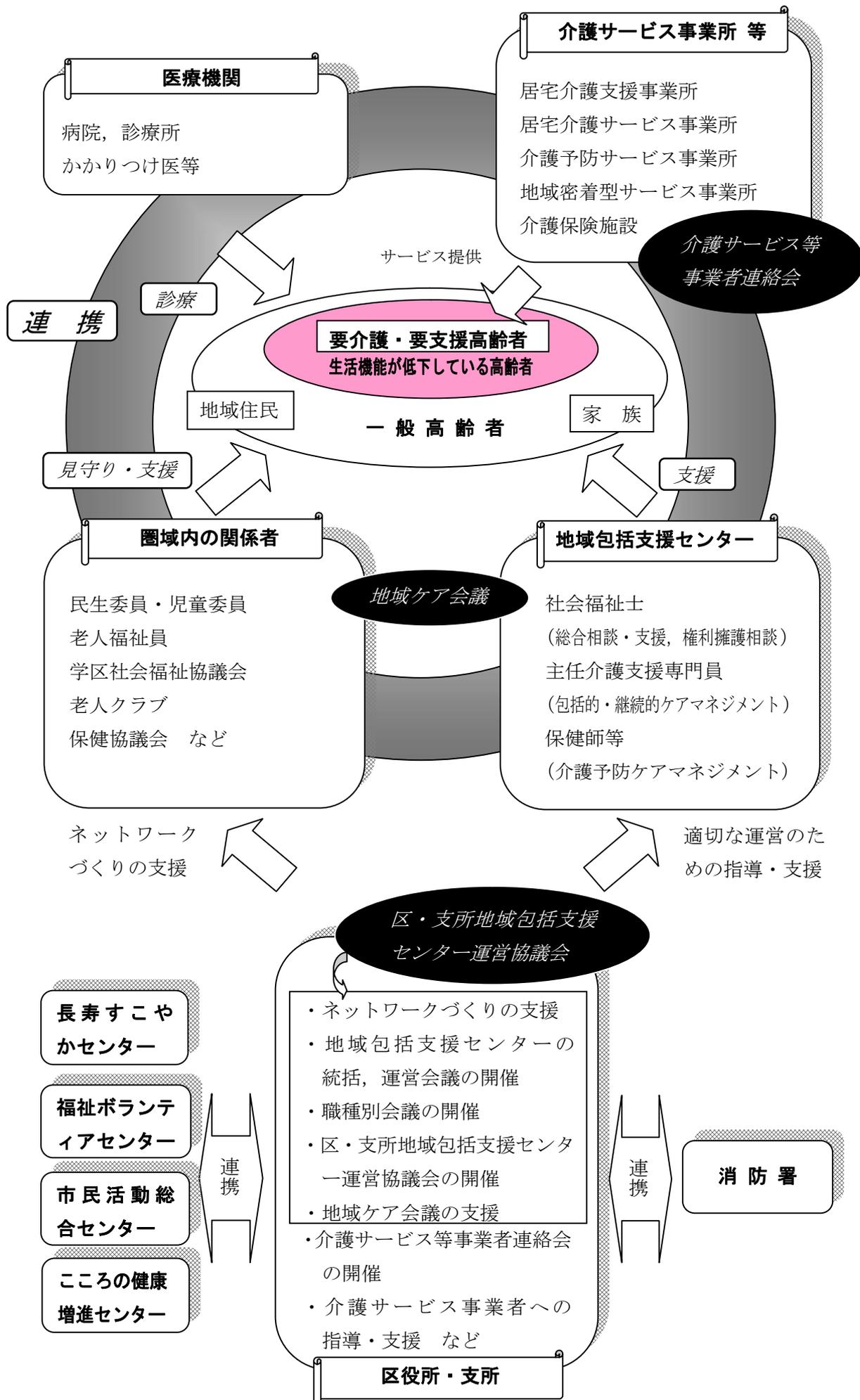
410 介護サービス等事業者連絡会の開催

各区役所・支所単位で開催する介護サービス等事業者連絡会において、区役所・支所からの情報提供、介護サービス事業者間の情報交換や事例検討等を行うことにより、包括的なサービス利用が円滑に行われるよう、各区役所・支所と事業者、あるいは事業者同士の意思疎通を図り、連携を強化します。

411 保健所運営協議会の運営

保健所ごとに設置している保健所運営協議会で、地域保健活動推進のための具体的な問題や課題について協議・調整を行います。

【日常生活圏域における地域ケア関係機関の連携】



3 相談・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう相談窓口には様々な情報を取り揃えます。

また、情報が得にくい環境にあると思われる方に対しては、地域包括支援センター等の関係機関と民生委員・児童委員や老人福祉員等が連携し、訪問活動等により、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

〔施策・事業〕

4 1 2 区役所・支所における相談機能の充実

多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう相談機能を充実します。

4 1 3 地域包括支援センターにおける相談機能の強化

高齢者の身近な地域に設置する地域包括支援センターで、社会福祉士等の専門職員が各種相談を幅広く受けるとともに、必要な社会支援サービスや制度が活用できるよう相談機能を強化します。

4 1 4 民生委員・児童委員，老人福祉員による相談活動の推進

民生委員・児童委員や老人福祉員の相談・援助活動を更に推進するため、高齢者を取り巻く情勢に合った研修や情報提供を行います。また、地域包括支援センターや一人暮らしお年寄りサポーターと連携し、ひとり暮らし高齢者や外出機会の少ない高齢者等地域で情報が得にくいと思われる方への訪問活動等を通じて情報提供を行います。

4 1 5 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

言葉や文化等の問題で、情報が得にくかったり、必要な保健福祉サービスが利用できない高齢又は障害のある外国籍市民を対象に情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対して助成します。

なお、年金受給権のない高齢外国籍市民を対象に、本市独自の制度として実施している高齢外国籍市民福祉給付金支給事業については、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として継続するとともに、国に対しては無年金者の救済を制度的に解決するよう引き続き要望します。

4 1 6 様々な広報媒体を活用した情報提供

高齢者保健福祉サービスの内容や利用方法等を高齢者，障害のある方，外国籍の方等幅広い市民に対して，わかりやすく説明することに心がけ，ガイドブックやリーフレットの作成・配布，市民しんぶんやホームページの活用等，様々な広報媒体を活用した情報提供に取り組みます。

また，長寿すこやかセンターで，高齢者，介護者や家族，関係機関及び団体等，幅広い市民に対して，保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種の情報を総合的に提供します。

4 地域住民による自主的な活動の推進

地域ケア体制において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が地域の中に広がっていくよう，その環境づくりを推進します。

〔施策・事業〕

4 1 7 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進

地域住民を主体として，住民・公共的団体・行政の協働により，福祉課題の解決を図り，誰もが安心して健やかに暮らすことができる地域の実現を目指す本市の地域福祉の理念を示した「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を推進します。

4 1 8 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援

地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域，区域，学区域で重層的な展開を図れるよう支援します。

4 1 9 ボランティア活動や市民活動等の推進

ボランティア活動や市民活動を支援するため，福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで，その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。

また，福祉ボランティアセンターでは，行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターの円滑な運営を支援します。

4 2 0 保健協議会との連携による地域保健活動への支援

市民の健康の保持・増進及び生活環境の向上を目的として，地域保健活動の中で重要な役割を果たしている保健協議会が地域で展開する自主的な保健衛生活動全般を支援します。

5 ひとり暮らし高齢者等への支援

日常生活で不安を抱えているひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で高齢者を見守り支援するためのネットワークづくりを進めるとともに、緊急通報システムの設置や配食サービスの提供等をはじめとする在宅保健福祉サービスを充実します。

〔施策・事業〕

4 2 1 見守り・支援が必要なひとり暮らし高齢者等の把握・援助

地域包括支援センター、区役所・支所、民生委員・児童委員、老人福祉員、老人クラブ会員、一人暮らしお年寄りサポーター等の連携の下、見守りや支援が必要な高齢者を把握し、援助活動を行います。

また、隣近所の見守り活動や地域のつながりの大切さ等孤立死防止に向けた啓発活動に取り組みます。

4 2 2 高齢者に係る情報格差解消に向けた支援〔新規〕

高度情報化の進展により、高齢者にとっても、周囲とのコミュニケーションや情報収集には情報機器の活用が有効であることから、パソコンやインターネットを使えるか使えないかによって生じる情報格差（デジタルデバイド）の解消に取り組むことにより誰もがITの成果を享受できる社会の構築を目指します。

4 2 3 地上デジタル放送移行に係る高齢者のサポート〔新規〕

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が、地上波テレビ放送のデジタル化に当たり、地上デジタル放送への移行を円滑に進められるよう、地域の協力を得ながら、サポートを必要とする高齢者世帯の情報把握に努めて、国が設置した「テレビ受信者支援センター」が実施する説明会や戸別訪問等の事業を市民が円滑に利用できるよう、国と連携を図っていきます。

4 2 4 在宅福祉サービスの充実による生活支援

心身の状況に応じて、介護サービスの提供をはじめ、緊急通報システムの設置、配食サービスや入浴サービスの提供、日常生活用具の給付等を行い、在宅生活を支援します。

4 2 5 老人福祉員活動の充実

ひとり暮らし高齢者等の安否確認や話し相手等を行う老人福祉員の活動について、更に活動を充実させるため研修の実施や地域包括支援センターとの連携を図ります。

4 2 6 「一人暮らしお年寄りサポーター」の創設〔新規〕

「ひとり暮らし高齢者の発見と目配り」、「老人福祉員や地域包括支援センターなど関係機関への見守りが必要な高齢者情報の提供」を行っていただく「一人暮らしお年寄りサポーター」を広く市民に呼び掛け養成し、市民との共汗・協働により、すべてのひとり暮らしの高齢者（6万人）が「いざ」というときにすぐに地域において相談でき、必要な高齢者保健福祉サービス等が利用できるまちづくりを進めます。

4 2 7 高齢者のコミュニケーションの場の設置〔新規〕

長寿すこやかセンターにおいて高齢者の各種サークル等の活動情報を提供し、高齢者の仲間づくりを支援します。

また、老人福祉センターや老人いこいの家、老人クラブハウス、老人保養センター等を設置運営し、高齢者の身近な地域での活動の場やレクリエーションの場を提供します。

【重点課題5】介護保険事業の適正かつ円滑な運営

取組方針

介護保険事業を適正かつ円滑に運営していくため、関係団体等との連携の下、ケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組むとともに、保険給付の適正化を図ります。

また、介護分野における人材不足等を改善していくため、安定的な人材の確保及び育成する仕組みづくりに努めます。

【施策の体系】

施策・事業数 22(うち、新規6)

1 介護サービスの質的向上

(1) 介護・看護技術の向上

5 0 1 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施

(2) 利用者や家族への支援

5 0 2 ガイドブック等の作成，配布

5 0 3 苦情・相談への的確な対応

5 0 4 介護相談員派遣事業の充実

2 介護保険給付の適正化

(1) 事業者への指導

5 0 5 地域密着型サービス事業者の指定，指導監督の実施

5 0 6 介護予防支援事業者の指定，指導監督の実施

5 0 7 介護サービス事業者に対する調査，指導の強化

(2) 市民の信頼の確保

5 0 8 適正な認定調査の実施

5 0 9 適正な要支援・要介護認定の実施

5 1 0 介護支援専門員への支援

5 1 1 介護サービス事業者及び関係機関との連携

5 1 2 介護保険給付費明細通知の送付

5 1 3 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応

(3) 介護保険財政の安定的運営

- 5 1 4 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解
- 5 1 5 保険料の確実な徴収
- 5 1 6 低所得者に対する支援

3 介護に従事する人材の確保・定着

- 5 1 7 介護職員の労働環境や処遇の改善〔新規〕
- 5 1 8 教育機関・養成施設等との連携による人材確保〔新規〕
- 5 1 9 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕
- 5 2 0 多様な人材の参入・参画〔新規〕
- 5 2 1 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕
- 5 2 2 社会的評価の向上〔新規〕

1 介護サービスの質的向上

(1) 介護・看護技術の向上

介護保険事業の適正な運営のためには、サービスの質の向上はもちろん、介護従事者の人材確保の観点からも、介護支援専門員及び介護職員の専門性の確立やキャリアアップに係る研修の充実が望まれます。

本市においては、国の動向を踏まえ、引き続き、介護従事者のスキルアップを図るとともに、研修内容についても充実します。

〔施策・事業〕

501 介護及び介護予防サービス従事者に対する各種研修の実施

長寿すこやかセンター及び洛西ふれあいの里保養研修センター等において、介護サービスに携わる職員に対する次の各種研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

- ① 認知症高齢者を介護する職員等の知識・技術向上のための研修
- ② 介護指導者のスキルアップのための研修
- ③ 地域密着型サービス事業所管理者に就任予定の者に対する研修
- ④ 地域密着型サービス事業所職員の認知症ケアやチームケア等に関する知識・技術向上のための研修
- ⑤ 小規模多機能型居宅介護支援事業所の介護支援専門員になることが予定される者に対する研修
- ⑥ 介護支援専門員現任研修
- ⑦ ケアプラン研修
- ⑧ 介護予防ケアプラン実践研修
- ⑨ 予防給付ケアマネジメント従事者研修
- ⑩ 地域支援事業（介護予防事業）に係るサービスを提供する職員等への研修
- ⑪ 研修に関する相談の実施
- ⑫ 高齢者の介護に関する調査・研修
- ⑬ 介護職員等のメンタルサポート
- ⑭ 介護関係図書の貸出

(2) 利用者や家族への支援

平成18年4月から始まった介護サービス事業所情報の公表制度により、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報が提供されるようになりました。

本市では、これまでから、利用者が自分に合った介護サービスや介護サービス事業所を選択できるよう、介護保険事業者に係るガイドブック等を作成し、情報提供に努めてきました。今後も、介護サービス事業所に義務付けられている情報の公表制度に加え、第三者評価の受診を奨励し、利用者への情報提供の充実を図ります。

〔施策・事業〕

502 ガイドブック等の作成、配布

本市では、介護サービスの利用方法や利用時の留意点等を紹介したガイドブック、介護サービス事業所の所在地や連絡先を記載した介護保険事業所情報（エリアマップ）等を作成しており、ホームページでも同様の情報を掲載し、最新の情報に基づき更新を行っています。今後も引き続き利用者や家族の利便性を図るため、情報提供の充実に努めます。

503 苦情・相談への的確な対応

利用者や家族からの苦情・相談については、区役所・支所での対応のほか、介護サービス事業者や京都府国民健康保険団体連合会等とも連携して対応するとともに、必要に応じ、介護サービス事業者等への指導・助言を行います。

504 介護相談員派遣事業の充実

介護サービスの向上を図る観点から、介護相談員を介護保険施設や介護サービス事業所に派遣することにより、利用者や家族が事業者に対し思いを伝え、ニーズの実現が図れるよう支援します。

また、小規模多機能居宅介護事業所等、派遣する事業所の種類についても拡充を図り、活動内容の充実に努めます。

2 介護保険給付の適正化

(1) 事業者への指導

介護サービス事業者は、常に適正・良質なサービス提供に努める必要があり、本市では、介護サービス事業者に対し、研修や説明会を開催し、適正な運営を指導しています。今後も、市民の方に対し良質な介護サービスが提供できるように、的確な事業者指定及び指導監督を実施します。

また、地域密着型サービス及び介護予防支援については、市町村に指定及び指導監督権限があることから、適切に指導監督を行います。

〔施策・事業〕

505 地域密着型サービス事業者の指定、指導監督の実施

地域密着型サービス事業者については、地域密着型サービス運営委員会での協議を踏まえ、慎重な審査に基づく的確な事業者指定を行います。事業者指定後は、集団指導や実地指導によって適正な運営の確保を図るとともに、事業運営に疑義がある場合には、迅速に監査を実施し、事業者指定の取消等の必要な措置を講じます。

また、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革に関する基本方針2007」に基づき、平成20年度から平成24年度までの5年間で、営利法人が運営する全ての介護サービス事業所に対して監査を実施することとなったため、平成24年度までに営利法人が運営する全ての地域密着型サービス事業所に対して監査を実施します。

506 介護予防支援事業者の指定、指導監督の実施

地域包括支援センターは、介護予防支援事業者の指定を受けて、予防給付のケアマネジメントを実施しています。このため、集団指導や実地指導によって適正な運営を進めています。また、地域包括支援センター運営協議会での協議を踏まえ、公正中立な運営状況を確認するとともに、必要に応じて指導を行います。

507 介護サービス事業者に対する調査、指導の強化

都道府県が指定する介護サービス事業者については、保険者として、調査権限等が付与されていることから、本市では権限を適切に行使し、指定・処分権限を有する京都府とも連携して対処するなど、事業者指導の強化を図ることにより、保険給付の適正化を推進します。

(2) 市民の信頼の確保

これまでから実施してきた保険給付の適正化に係る施策・事業について、介護保険制度の安定した運営を確保し、更なる市民からの信頼が得られるよう、取組を検証し、強化を図っていきます。

〔施策・事業〕

508 適正な認定調査の実施

制度改正により、認定調査については、より客観的な事実の認定を行う方向で見直しが行われたところであり、このことにより、審査判定の材料となる基本調査項目の平準化が図られることとなります。本市では、市内の事業所・施設等に在籍する認定調査員に対する研修会等を通じて、制度の周知に努め、認定調査の公平性・中立性を確保します。

509 適正な要支援・要介護認定の実施

介護認定審査会委員に対する研修の実施や合議体長による協議の場の設定を定期的に行うとともに、国が示す適切な判断方法により、公正・公平な審査判定を行い、適正な要支援・要介護認定に努めます。

510 介護支援専門員への支援

介護保険制度の要として活動している介護支援専門員が業務を的確に行えるよう、京都府介護支援専門員会、京都府看護協会とも連携を図りながら、活動を支援します。

また、自立支援に資するケアマネジメントに向けた助言・指導を実施し、ケアプランの質の向上のための支援を行います。

511 介護サービス事業者及び関係機関との連携

各区役所・支所単位で実施する介護サービス等事業者連絡会では、定期的に介護サービス事業者との情報交換を行うことにより、地域ケアに関する認識の共通化を図ります。

また、地域密着型サービスについては、運営推進会議の開催を通じて、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等、地域の関係機関との連携の強化が図れるよう支援します。

5 1 2 介護保険給付費明細通知の送付

本市では、利用者への情報提供の観点から、サービスの利用状況をお知らせする介護保険給付費明細通知を定期的を送付しています。この通知により利用者に介護保険制度の理解を深めていただくとともに、実績のないサービスが請求されていないことを利用者自身又は家族に確認していただくことで、不正・不当な介護報酬の請求を防止できるよう、サービスの利用回数や介護サービス費等、通知の内容の工夫・改善に努めます。

5 1 3 介護サービス事業者による介護報酬の不正受給に対する厳正な対応

介護サービスの提供及び介護報酬の請求に当たって、介護サービス事業者による不適正な行為が行われないよう、事業者指導・啓発を行うとともに、介護報酬の不正受給が判明した場合は、京都府と連携し、法的な措置を含め、返還請求等について迅速かつ厳正に対応を行います。

(3) 介護保険財政の安定的運営

きめ細かな説明や啓発により、市民の介護保険制度に対する理解が深まるよう努めます。また、サービス利用の際に給付制限を受けることがないように丁寧な納付指導を行うとともに、公平性の確保という観点から保険料滞納対策の推進に努め、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

〔施策・事業〕

5 1 4 介護保険制度の仕組みに対する市民の理解

市政出前トーク等を通じ、市民に対し、保険料と介護サービス利用量の関係等、介護保険制度の仕組みを丁寧に説明し、理解が得られるよう努めるとともに、適正な介護サービス等の利用について市民啓発を行います。

5 1 5 保険料の確実な徴収

保険料収入の確保は、安定した介護保険事業の運営にとって必要不可欠であることから、保険料の納付等について懇切丁寧な説明等により市民に理解を求めるとともに、保険料収納率向上の取組を強化します。

保険料未納者に対しては、よりきめ細かな納付指導を行うとともに、保険料の負担能力を有していると認められるにもかかわらず、滞納を継続する方に対しては、公平性の観点から財産の差押え等の厳正な対応を積極的に行います。また、今後より効率的な徴収体制のあり方についても検討します。

516 低所得者に対する支援

保険料の納付が困難な方に対しては、個別事情に応じ、納付相談を行うとともに、経常的な低所得の状態にある方を対象とした本市独自の保険料減額制度については、これまでの対象者に加え、著しく生活に困窮している方にも対象範囲を拡大します。

【本市独自の保険料減額制度】

		第1段階、第2段階、第3段階 (第4期において拡大)	第3段階 (第3期から継続)
減額対象者		保険料の所得段階区分が <u>第1～3段階</u> の方（生活保護受給者は除く）で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方（以下のすべての要件を満たす必要があります）	保険料の所得段階区分が <u>第3段階</u> の方で、経常的な低所得により保険料を納付することが困難であると認められる方（以下のすべての要件を満たす必要があります）
減額の適用要件	収入要件	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>60万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>24万円</u> を加算した金額以下であること	前年1年間の収入金額が、単身世帯の場合 <u>120万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>48万円</u> を加算した金額以下であること
	資産要件	預貯金等（生命保険を除く）が、単身世帯の場合 <u>240万円</u> 以下、2人以上の世帯の場合は、世帯員が1人増えるごとに <u>96万円</u> を加算した金額以下であること 不動産について、居住用以外の土地及び家屋を有していないこと	同 左
	扶養要件	減額対象者が、他の世帯に属する者の所得税若しくは市町村民税の扶養親族又は医療保険の被扶養者でないこと	同 左
減額内容		第1～2段階（基準額×0.5）、第3段階（基準額×0.75）の保険料額を <u>基準額の1/4相当（基準額×0.25）</u> に減額します	第3段階（基準額×0.75）の保険料額を <u>基準額の1/2相当（基準額×0.5）</u> に減額します

3 介護に従事する人材の確保・定着

長寿化の進展に伴い、今後ますます市民の介護サービスの需要が高まるとともに質の高いサービスの提供が求められます。市民のニーズに合った介護サービスを提供するためには、介護サービスの担い手の確保・定着が不可欠です。

平成19年8月に国が示した「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的指針」においても、「福祉・介護サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難となるという考え方の下に、経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体がそれぞれの役割を果たし、処遇の改善等に取り組むことが重要である。」とされており、これらの関係機関が十分な連携を図りながら、介護に従事する人材の確保・定着に努める必要があります。

関係機関と連携しつつ、介護職員の労働環境や処遇の改善や、介護が魅力的な仕事として社会的評価を得られるような取組など、介護サービス分野における人材不足や離職率を改善し、安定的に人材を確保及び育成する仕組みの構築に努めます。

〔施策・事業〕

517 介護職員の労働環境や処遇の改善〔新規〕

施設・事業所における人材育成の取組や労使間・職場におけるコミュニケーションの円滑化等、介護職員にとって意欲と誇りを持って働き続けることができる環境となるよう、関係団体とも連携し、事業主や施設長に対する指導・支援を行います。

また、介護職員等の仕事の悩みの解消等のため、専門家による相談事業やメンタルサポートを実施します。

518 教育機関・養成施設等の連携による人材確保〔新規〕

介護が魅力ある仕事として評価されるよう、教育機関や養成施設等関係機関との連携を密にし、求職者や若年者の介護の職場に対する理解を深めます。

519 潜在的有資格者の掘り起こし〔新規〕

関係機関と連携し、介護福祉士やホームヘルパー等の資格を有していながら介護分野に就業していない潜在的有資格者が、再び介護分野で働くことができる取組を促進します。

520 多様な人材の参入・参画〔新規〕

関係機関と連携し、介護についての社会的認知を高め、介護関連業務未経験者からも選択される業種となるよう啓発等の取組を促進します。

また、介護関連業務未経験者でも介護職員として定着できるよう、仕事をしながらキャリアアップできる研修を充実します。

521 誰もが研修を受講しやすい体制の構築〔新規〕

市内で実施される研修の情報をインターネット配信し、誰もが研修を受講しやすい体制を整備することにより、介護職員の資質向上を図ります。

522 社会的評価の向上〔新規〕

少子長寿化の進展等により、全産業において、労働力の確保が困難となっていくことが見込まれている中、他の産業と比較して、離職率が高い福祉・介護分野における人材確保のためにも、介護が魅力ある仕事として評価・選択されるような取組が必要です。

そこで、介護の社会的評価を向上させるため、関係団体と連携して、介護がやりがいのある素晴らしい仕事であることの普及・啓発を図ります。

【重点課題6】誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進

取組方針

すべての世代が理解し合い、助け合える世代間の連帯と活力に満ちた共生社会を形成していくため、さまざまな機会を活用して、高齢世代と若年世代とが交流し、世代間相互の理解を深められるよう取り組んでいきます。

また、高齢者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、福祉施策と住宅施策やまちづくり政策が融合し、連携を更に深め、ハード・ソフトの両面から高齢者の生活環境づくりに取り組みます。

【施策の体系】

施策・事業数 42(うち、新規7)

1 世代間の交流と理解の促進

(1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

- 6 0 1 文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大〔新規〕
- 6 0 2 お年寄り子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕
- 6 0 3 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕
- 6 0 4 学校ふれあいサロン等学校開放施設の利用促進
- 6 0 5 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備
- 6 0 6 敬老記念品贈呈事業の実施

(2) 福祉教育の推進

- 6 0 7 学校教育での推進
- 6 0 8 福祉教育シンポジウムの開催
- 6 0 9 学校におけるボランティア体験活動の推進
- 6 1 0 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実

(3) 人権意識の高揚

- 6 1 1 人権文化の構築
- 6 1 2 新しい高齢者像の啓発
- 6 1 3 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言

2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) すまいづくり

- 6 1 4 すまいに関する情報提供・相談体制の充実
- 6 1 5 高齢者向けのすまいの供給
- 6 1 6 住み替えの支援
- 6 1 7 住宅リフォームへの支援
- 6 1 8 住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討〔新規〕

(2) まちづくり

- 6 1 9 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり
- 6 2 0 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進
- 6 2 1 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 6 2 2 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進
- 6 2 3 移動に制約のある方への支援〔新規〕
- 6 2 4 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

(3) 防犯・防災対策

- 6 2 5 地域の総合的な安心安全ネットの推進
- 6 2 6 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供
- 6 2 7 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- 6 2 8 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕
- 6 2 9 防火アドバイザーの養成
- 6 3 0 応急手当の普及・啓発
- 6 3 1 災害ボランティアセンターの運営
- 6 3 2 家具転倒防止対策の普及・啓発
- 6 3 3 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 6 3 4 住宅用火災警報器の設置促進

(4) 交通安全対策

- 6 3 5 交通安全普及啓発事業の推進
- 6 3 6 高齢者の参加，体験，実践型の交通安全教育活動の推進
- 6 3 7 家庭訪問による交通安全指導の推進
- 6 3 8 あんしん歩行エリア対策事業の推進

(5) 消費者施策

- 6 3 9 消費者問題に関する啓発・教育
- 6 4 0 市民との協働による消費者啓発〔新規〕
- 6 4 1 消費者被害救済のための相談事業の充実
- 6 4 2 消費者被害等の迅速な情報提供

1 世代間の交流と理解の促進

(1) 様々な機会を通じた市民への啓発や交流の場の提供

様々な機会を通じて市民への啓発を行うとともに、本市や民間団体等が開催するイベント等で多世代が参加し、交流を図る取組を進めます。

〔施策・事業〕

601 文化芸術活動やスポーツ等共通の関心で結ばれた人々の世代を超えた交流機会の拡大〔新規〕

本市が主催するイベント等で、高齢者と子どもが共に参加できる機会を設けるなど、文化芸術活動やスポーツ等を通して多世代が交流できる場づくりに努め、世代間交流の重要性について啓発します。

また、民間団体等が主催するイベント等でも世代間交流の場づくりや啓発について要請するとともに、企画への参画や後援等に積極的に協力します。

602 お年寄りと子どもたちの交流が図れるネットワークづくりの促進〔新規〕

老人福祉センターをはじめとした高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちの世代を超えた交流の活性化を図り、長寿社会への理解と認識を深めます。

603 福祉・教育・環境等地域貢献活動への様々な世代の住民参加の促進〔新規〕

高齢者がこれまで培ってきた知恵や経験を生かし、福祉・教育・環境等社会の様々な分野で、地域貢献活動を通して多世代と交流を深め、活躍する場づくりを進めます。

604 学校ふれあいサロン等の学校開放施設の利用促進

学校内に改修・整備した、地域住民が集い学び合える学校ふれあいサロンや学校コミュニティプラザ、学校ふれあいパークで、世代間交流の促進を図ります。

また、地域住民の方を生涯学習コーディネーターに委嘱し、地域における生涯学習活動を通じた世代間交流を図ります。

605 市営住宅団地におけるオープンスペース等の交流空間の整備

市営住宅の建て替え時においては、オープンスペースの確保や、周辺地域の市民の利用も考慮した集会所の設置を検討します。

606 敬老記念品贈呈事業の実施

多年にわたって社会に貢献された100歳を迎える高齢者の長寿を祝い、記念品を贈呈する敬老記念品贈呈事業を実施します。

(2) 福祉教育の推進

各世代が共に支え合える長寿社会づくりを進めていくために、学校教育をはじめ世代を超えた福祉教育を推進します。

〔施策・事業〕

607 学校教育での推進

児童・生徒が他人の立場や気持ちを考え、思いやる心を根本として、助け合い、共に伸びていくような活動を全学校教育の中で推進します。

608 福祉教育シンポジウムの開催

児童・生徒が高齢者をはじめとする社会福祉に関心を持つよう、福祉教育シンポジウムを開催します。

609 学校におけるボランティア体験活動の推進

地域との連携を基に、子どもたちが豊かなボランティア体験活動にふれる機会を創設し、ボランティア活動への主体的な参加意識を促すための取組を推進します。

610 中学生の社会体験活動「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業の充実

中学校が授業の一環として、福祉ボランティア体験をはじめとする5日間の社会体験活動に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し、福祉に対する理解、他人への思いやりの心や主体性を育成します。

(3) 人権意識の高揚

高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち、尊重されるだけでなく、自己実現できる社会の実現のため、長寿社会の諸問題について市民一人ひとりが自ら考える機会を提供するなど、啓発を中心とした施策の推進に努めます。

〔施策・事業〕

611 人権文化の構築

本市の人権施策の基本方針を示した「京都市人権文化推進計画」（平成17年3月策定）に基づき、すべての市民が高齢者問題を自分のものとして捉え、その理解と関心を深める機会を提供するなど、啓発事業の充実を図ります。

612 新しい高齢者像の啓発

高齢者に豊かな地域社会づくりの担い手としての役割が期待されることから、市民すこやかフェアをはじめとするイベント開催時等に、高齢者の活動を紹介し、従来の画一的なイメージを払拭するなど、新しい高齢者像の啓発に努めます。

613 長寿社会対策に係る課題等の発信・提言

長寿すこやかセンターで、長寿社会対策に係る各種の情報を収集し、諸問題の把握や研究に努め、長寿社会の抱える課題等を広く市民に発信・提言し、すべての市民が高齢者問題について考えるきっかけづくりを進めます。

2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) すまいづくり

福祉施策と住宅施策が融合し、居住福祉の向上という観点からハード、ソフトの両面からの取組をより一層進めていく必要があります。

〔施策・事業〕

614 すまいに関する情報提供・相談体制の充実

高齢者のすまいに関する様々な情報を、区役所・支所や地域包括支援センターに取り揃え、各種制度の紹介、情報提供体制の充実を図ります。

また、京都市すまい体験館が行っているすまいよろず相談では、住宅に関する様々な相談を受けます。特に、高齢者や身体に障害のある方が、自宅での生活をより安全で快適に送るためのリフォームやすまい方のアドバイスを行うとともに、必要に応じて、建築、保健、福祉等の専門家が自宅を訪問し、具体的なアドバイスを行います。

615 高齢者向けのすまいの供給

バリアフリー構造、緊急通報装置等を備えるなどの基準を満たした賃貸住宅である地域優良賃貸住宅（高齢者型）やケアハウス等の高齢者向けのすまいの供給を促進するとともに、これらの住宅において、所得に応じた適切な負担となるよう家賃補助等を行い、低所得の高齢者の居住の安定を図ります。また、そこで必要な介護サービスや生活支援サービスが利用できるよう取組を進めます。

市営住宅についても、セーフティネットとしての機能が十分発揮されるよう、エレベータの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。また、建て替え時においては、地域密着型サービス施設等との併設や合築を検討します。

616 住み替えの支援

「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者の入居を拒まない賃貸住宅である「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」の登録・閲覧制度の利用促進を図るとともに、高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅や様々な居住支援サービスに関する情報提供により、高齢者等の居住の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とする「あんしん賃貸支援事業」を実施し、高齢者の住み替えに関する総合的な情報提供を充実します。

また、市営住宅においても、住宅変更の募集を行うなど身体の状態に応じた住み替え制度を充実します。

617 住宅リフォームへの支援

住宅の増改築・リフォームを行う際、融資をあっせんしていますが、バリアフリーリフォームに対しては、利率を大幅に低くし、その推進を図るとともに、高齢者住宅財団の行う一括償還型バリアフリー融資制度等、京都市融資以外の制度の紹介を適宜行います。

高齢者が住宅をリフォームする際に、その身体状況に応じた適切なリフォームができるよう、情報提供等を図ります。

618 住宅政策との連携を図った公的住宅等のストックを活用した介護・福祉サービス拠点の再整備の検討〔新規〕

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立し、安心して暮らし続けることができるよう、公的住宅等のストックを活用した地域の介護・福祉サービス拠点の再整備（安心住空間創出プロジェクト）について検討を進めます。

(2) まちづくり

行政、市民、企業が一体となってユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が進むよう普及・啓発を一層推進し、公共建築物、交通機関、歩行環境等のバリアフリー化等のハード面だけではなく、人的対応の充実や利用者に対する適切な情報提供等のソフト面の対策を図り、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

〔施策・事業〕

619 ユニバーサルデザインに基づく社会環境づくり

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべてのひとができる限り利用しやすいことを目指すユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。

620 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進

すべてのひとが安全かつ安心して施設を利用できるように、継続して既存施設の現況調査や、施設ごとの整備計画を策定し、バリアフリー化改修を推進します。

また、バリアフリー新法に基づき、旅客施設及びその周辺道路等の重点的、一体的なバリアフリー化を推進します。

621 市バスにおけるノンステップバスの導入促進

高齢者をはじめ誰もが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。

622 高齢者が歩きやすいまちづくりの推進

「京都市都市計画マスタープラン」に基づき、道路や公園等のバリアフリー化、電線類の地中化、自転車利用者のマナー向上の啓発、看板等路上物件適正化事業、コミュニティ道路の整備等を促進し、高齢者をはじめすべての人が安全で快適に歩き移動できる、歩いて楽しいまちづくりを目指します。

623 移動に制約のある方への支援〔新規〕

特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議する場を

設置するなど、高齢者の社会参加の促進を図ります。

また、高齢者等単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について「京都あんしんタクシー（福祉移送）事業地域協議会」で点検・評価し、円滑な運営に協力します。

6 2 4 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

「京都市緑の基本計画」に基づき、高齢者の健康づくり、レクリエーション、憩いの場の確保、防災拠点の確保の観点から、都市公園等の整備、公共公益施設や民有地の緑化等、緑のまちづくりを進めます。

(3) 防犯・防災対策

自ら危険を回避できるよう意識と知識の高揚を図る啓発を強化するとともに、保健・福祉関係者に対しても研修等により知識の普及を図ります。また、災害等に備え、地域住民による自主的な活動を積極的に支援します。

〔施策・事業〕

6 2 5 地域の総合的な安心安全ネットの推進

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民（各種団体）と区役所・支所、学校、警察署、消防署等の関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉等幅広い分野で地域の安心・安全の確保に取り組み、地域の総合的な安心安全ネットの構築を推進するとともに、それらの取組や相談窓口等の情報を発信することにより、地域や家庭における安心を育むことを目指します。

6 2 6 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供

市内各所において、あらゆる機会を通じ、消火器の取扱訓練や防火・防災講習、起震車による地震の体験会等を実施し、火災予防対策や災害発生時の初動活動等の防火、防災指導を行います。

また、地震や洪水等の災害の危険性に関する情報及び日ごろからの備えや避難に関する情報等の防災情報を提供します。

6 2 7 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進

自主防災組織，事業所，消防団，その他の地域団体で構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進し，定期的に訓練，交流会等を実施することにより，相互の協力関係の強化に努めます。

また，災害時の自主防災活動の中心的存在となる自主防災リーダーや京都学生消防サポーターを育成するため，必要な技術や知識を習得する研修を実施し，地域の災害対応力の向上を図ります。

6 2 8 災害時要援護者名簿の整備〔新規〕

地震等の大規模災害発生時に，高齢者や障害のある方のうち自力で避難することが困難な方（災害時要援護者）の避難支援を行うため，災害時要援護者名簿を整備し，区役所・支所と消防署・分署，保健福祉局の行政機関内部で共有し，災害時要援護者の避難支援体制を確保します。

6 2 9 防火アドバイザーの養成

火災等の災害から高齢者や障害のある方を守るため，日ごろからこれらの方と接する機会が多い，ホームヘルパー，介護支援専門員，民生委員・児童委員，老人福祉員等を対象に，防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

6 3 0 応急手当の普及・啓発

介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合，ホームヘルパー等が救急隊の到着するまでの間，手当ができるよう自動体外式除細動器（AED）の使用方法も含めた救命講習を推進します。

また，平成20年度に創設された事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り，応急手当の普及啓発とAED設置を促進します。

6 3 1 災害ボランティアセンターの運営

災害時において，高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑にできるよう，関係団体とのパートナーシップの下，ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し，平常時からボランティアの受入れ環境の整備を図ります。

6 3 2 家具転倒防止対策の普及・啓発

大地震によるけがの原因は，家具類の転倒や落下物によるものが多いことから，家具類の転倒防止対策は重要であり，特に，災害時に自ら避難することが困難な高齢者世帯等への家具転倒防止対策の普及・啓発を促進します。

633 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発

消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を推進するとともに、住宅用防災機器等の普及を図ります。

634 住宅用火災警報器の設置促進

住宅火災から命を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の必要性について啓発するとともに、自主防災会による共同購入を推進し設置の促進を図ります。

(4) 交通安全対策

本市と警察等関係機関、事業者、市民等で構成される各区交通対策協議会の活動を中心に効果的な交通安全対策を推進します。

〔施策・事業〕

635 交通安全普及啓発事業の推進

各区交通対策協議会の活動を中心に、ポスター、パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進します。また、高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進します。

636 高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教育活動の推進

京都府警察本部をはじめ、関係機関、団体等の協力の下、高齢者の参加、体験、実践型の交通安全教室や研修会を開催します。

637 家庭訪問による交通安全指導の推進

交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、京都府警察本部と連携し、老人クラブ会員、民生委員・児童委員、老人福祉員等の協力を得ながら、高齢者と日常的に接する機会を利用した交通安全指導を積極的に推進します。

638 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保するため、あんしん歩行エリア対策事業を推進し、市街地で事故の発生割合が高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組みます。

(5) 消費者施策

消費者被害の未然防止・拡大防止や救済のため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者をはじめ、高齢者福祉関係者への啓発、相談、情報提供等の施策を推進するとともに、高齢者が身近に相談できる体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

639 消費者問題に関する啓発・教育

悪質商法からの被害を未然に防ぐため、平素から対策が講じられるよう、高齢者向けのわかりやすいパンフレットや、高齢者福祉関係者等を対象にした高齢者の消費者被害防止のための手引き、消費生活全般に関する情報誌等を配布するとともに、設置場所の拡大を図ります。また、消費生活に関する知識を身につける講座や、地域での研修会等で悪質商法に関する出前講座を実施します。

640 市民との協働による消費者啓発〔新規〕

日常生活の中での目配り、気配り等により地域の高齢者等の見守りを行い、市民総合相談課（市民生活センター）への相談を奨励するボランティア「くらしのみほりたい」の募集や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・くらしのサポーター」の活動により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

641 消費者被害救済のための相談事業の充実

悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、市民総合相談課（市民生活センター）での消費生活相談、法律相談事業等を実施するとともに、京都府、京都府警察本部、京都弁護士会等の関係機関との連携体制を強化し、相談体制の充実を図ります。

642 消費者被害等の迅速な情報提供

悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。